

○鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例

令和5年6月30日

条例第19号

(設置及び目的)

第1条 地域経済の活性化、若者の市内定住及び人口減少の抑制を目的に、賑わいを創出する拠点として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設(以下「拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設
- (2) 位置 国東市国東町鶴川1365番地1

(施設の構成)

第3条 拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) デジタル交流ギャラリー
- (2) テレワーク施設
- (3) チャレンジショップ

(業務)

第4条 拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第1条の目的を達成するための業務
- (2) 拠点施設の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の使用に関する業務
- (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(休館日)

第5条 拠点施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

施設名	区分	開館時間
デジタル交流ギャラリー	インターネットラジオスタジオ	午前9時から午後6時まで
	カフェ	午前9時から午後6時まで
	フリースペース	午前9時から午後6時まで

	交流スペース	午前9時から午後6時まで
	屋外トイレ	午前9時から午後10時まで
テレワーク施設	フリースペース	午前9時から午後6時まで
	会議室	午前9時から午後6時まで
	休憩室	午前9時から午後6時まで
	食堂	午前9時から午後6時まで
	キッチン	午前9時から午後6時まで
	キッズルーム	午前9時から午後6時まで
	コワーキングスペース	午前9時から午後6時まで
	サテライトオフィス	午前9時から午後6時まで
チャレンジショップ	キッチンスペース	午前9時から午後10時まで
	フリースペース	午前9時から午後10時まで

(サテライトオフィスの使用者の範囲)

第7条 サテライトオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人又は事業を営む個人
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (使用の許可)

第8条 施設等を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、施設等を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害し、又は公の秩序若しくは風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障のあるとき。
- (4) その他使用させることが不適當と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可について、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

4 使用者は、使用上の指示事項に留意し、常に善良な使用を心がけなければならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納めなければならない。ただ

し、市長が特に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天変地変その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(造作等の制限)

第10条 使用者は、施設等を使用するに当たり、特別な設備又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは付した条件を変更し、又は使用の中止を命じることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責を負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、施設等を許可された目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又はその使用の停止を命じられたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第15条 市長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設等の使用許可に関すること。
- (2) 施設等の維持及び管理に関すること。
- (3) 拠点施設を使用する法人又は事業を営む個人を誘致すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合においては、第5条、第6条、第8条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 拠点施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。
- 3 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。
- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第9条の規定は適用しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第9条関係)

拠点施設使用料

施設名	区分	単位	使用料
デジタル交流ギャラリー	インターネットラジオスタジオ	2時間	350円
	カフェ	月額	52,900円
	交流スペース	2時間	450円
テレワーク施設	フリースペース	2時間	350円
	会議室1	2時間	350円
	会議室2	2時間	400円
	会議室3	2時間	350円
	食堂	2時間	400円
	キッチン	2時間	450円
	コワーキングスペース	2時間	700円

		月額	12,600円
	サテライトオフィス1	月額	46,500円
	サテライトオフィス2	月額	24,000円
	サテライトオフィス3	月額	18,700円
	サテライトオフィス4	月額	24,400円
	サテライトオフィス5	月額	31,000円
チャレンジ ショップ	キッチンスペース1、2	日額	2,000円
		月額	42,000円
	フリースペース1、2、3	日額	1,500円
		月額	31,500円

備考

- 1 サテライトオフィスの利用者は、他のテレワーク施設内の施設等を無料で使用することができる。
- 2 使用料の額は、2時間単位で貸し出す施設を1日利用する場合は6時間分を上限とする。
- 3 使用料は、消費税を含めた金額とする。

○鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例施行規則

令和5年6月30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例（令和5年国東市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第8条第1項の規定により施設等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用する日の5日前までに鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、サテライトオフィスの使用を申請しようとする者は、国東市公有財産規則（平成24年国東市規則第24号）第40条に規定する行政財産使用許可申請書（規則様式第26号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要が分かる資料
- (2) 業務計画書（様式第2号）
- (3) 使用者名簿（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(使用許可書の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、直ちに審査し、適当と認めた場合は、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設使用許可書（様式第5号）を申請者に交付し、許可するものとする。

2 前項の使用の許可については、特別の事由がある場合を除き、申込みの順とする。
(使用の変更又は取消し)

第5条 使用者が、その使用を変更し、又は中止しようとするときは、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設使用変更・取消申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込を適当と認めたときは、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設使用変更等承認書（様式第7号）を交付しなければならない。

(使用の完了)

第6条 サテライトオフィスの使用者は、サテライトオフィスの使用を完了する日の1月前までにサテライトオフィス使用完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

ならない。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- (2) 拠点施設内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物を掲示し、若しくは配布しないこと。
- (3) 使用を許可されていない場所に出入りをしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用した者
- (2) 所定の場所以外に立ち入った者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(使用料の免除)

第9条 条例第9条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料の徴収を免除する。

- (1) 市及び市の執行機関が主催する行事、会議、研修及び実習に使用する場合
- (2) 市内の小学校、中学校の児童又は生徒(これらに準じる者を含む。)並びにこれらを引率する者が学校の教育課程に基づく教育活動として利用する場合
- (3) その他市長が特に必要と認める団体が料金を徴収せずに主催する行事、会議、研修及び実習に使用する場合

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設使用料の免除申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

(読替規定)

第10条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条まで、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第4号から様式第8号までの様式中「国東市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する